



年末調整への対応について ～定額減税などの留意点～

令和6年6月以降実施されている定額による所得税の特別控除（定額減税）は年末調整時に精算手続きが必要です。

これから年末に向けて年末調整の時期となりますので、定額減税と併せて、「国外居住親族」の範囲の見直しや「住宅ローン控除」について、年末調整時にご注意いただきたい点を解説します。

1 定額減税の実施について

令和6年分所得税について、「定額減税」が実施されています。

年末調整の際には、年末調整時点の定額減税の額（年調減税額）を算出し、年間の所得税額の計算を行います。

※令和6年6月以降、給与・賞与支給時に行われる定額減税を「月次減税」といいます。

(1) 年末調整の際に定額減税の対象となる人

年末調整の対象となる人は原則として、年調所得税額から年調減税額を控除する年調減税の対象者となります。年調所得税額は、年末調整により算出された所得税額で、住宅取得借入金等特別控除の適用を受ける場合には、その控除後の金額をいいます。

ただし、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については、年調減税額を控除しないで年末調整を行うことになります。

(2) 年調減税額の計算

「本人30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族（いずれも居住者に限ります。）1人につき30,000円」との合計額が年調減税額となります。

年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族の人数を確認する必要があります。

なお、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めるためには、給与所得者が「配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」にその配偶者を記載して提出する必要があります。

注）同一生計配偶者及び扶養親族は、合計所得金額48万円以下の人をいいます。

(3) 年調減税額の控除【計算例】

同一生計配偶者あり、扶養親族2人（13歳と17歳）

住宅借入金等特別控除前の所得税額 230,000円…A

住宅借入金等特別控除 100,000円…B

本年の所得税額 130,000円…C

以降は会員専用ページにて公開しております。

ご覧頂くには、入会手続き後、会員専用ページより

アクセスをお願いします。

[ご入会はこちらから](#)

（入力は数分で終わります）

[会員の方ははこちらから](#)